

寒川町介護保険条例新旧対照表

現 行	改 正 案
～略～ (制定附則) 附 則 ～略～ (新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免) 第10条 第14条第1項の規定にかかわらず、町長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>令和2年2月1日から令和4年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)</u>が定められている <u>保険料</u>(第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため<u>令和2年2月1日以後</u>に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば<u>同年2月1日</u>前に納期限が定められるべきものを除く。)を減免することができる。 (1)・(2) (略) 2 (略) ～略～	～略～ (制定附則) 附 則 ～略～ (新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免) 第10条 第14条第1項の規定にかかわらず、町長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)</u>が定められている <u>令和3年度及び令和4年度保険料</u>(第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため<u>令和3年4月1日以後</u>に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば<u>同年4月1日</u>前に納期限が定められるべきものを除く。)を減免することができる。 (1)・(2) (略) 2 (略) ～略～ (改正附則) 附 則 <u>この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第10条第1項の規定は、令和4年4月1日から適用する。</u>